

(様式3-1)

自動販売機の設置に係る提案書
(物件番号1)

徳島県立板野高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

- (1) 教育財産への自動販売機の設置者
(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料（定額）及び販売品目

物件番号	貸付場所		
1	板野郡板野町川端字関ノ本47 板野高等学校 北館南側自転車置場		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	本体：W150cm×D100cm×H190cm (1.5平方メートル)	年額 7,054円	飲料（缶・ペットボトル・瓶 ・紙パックによる販売に限る）
	その他		
	大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えている（停電時においても使用可能である）こと。 災害対応型であることを表示していること。		

2 機器仕様の確認欄（「判定」欄には記入しないこと）

- (1) 品名及び台数 自動販売機 1台
(2) 応募機器の型番（メーカーCATALOGを添付）

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(物件番号)

項目	条件	対応の可否	カタログページ	判定
大きさ	本体 W cm×D cm×H cm以内			
※物件番号 1のみ必須	大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること			
	停電時にも使用可能であること			
	災害対応型であることを表示していること			
環境対策	HC (炭化水素)、又は、CO2 (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安全対策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008年4月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
使用済容器の回収	使用済容器については、設置者間で協議を行い、使用済容器集積場から責任を持って回収すること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、使用済容器集積場から容器が溢れたり散乱しないようにすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設置と運営管理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を隨時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消費電力	電圧100ボルトで、電力は1,500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			